

令和7年（行ツ）第187号

令和7年（行ヒ）第195号

上告人兼申立人

被上告人兼相手方 国

補充書面・要旨

2025（令和7）年10月10日

最高裁判所第三小法廷 御中

上告人兼申立人代理人弁護士 山 田 正 彦

同 弁護士 岩 月 浩 二

同 弁護士 田 井 勝

外

2025年10月7日付補充書面（以下「本書面」という。）の要旨を述べる。

1 本書面は上告受理申立書、上告理由書の内容を補充するものである。

本書面「第1」は、主に上告受理申立書「第2」・「第3」、上告理由書「第2」の内容を補充する。

本書面「第2」は、主に上告受理申立理由書「第4」、上告理由書「第2」の内容を補充する。

本書面「第3」、「第4」は、主に上告受理申立理由書「第4」、上告理由書「第3」、「第4」の内容を補充する。

2 「第1」について

(1) 種子法が食料への権利を具体化するものであることを補充する。

種子法の制定経過（当時の国会における提案理由）、具体的な条文の内容等を補充し、種子法が食料への権利を具体化することについて述べる。

あわせて、基本法と種子法との関連性、上告人（兼申立人）菊地の食料への権利の意味内容について補充する。

(2) 廃止された種子法は、戦後の食糧難克服と食料自給率向上のため、優良な米・麦・大豆の種子の生産・普及体制を国と都道府県の責任で整備することを目的として制定された。そして、この種子法が優良な種子の安定供給を公的に保障することで、国民の「適切な食料への権利」の内容である「利用可能性」や「アクセス可能性」を具体的に保障していたこととなる（憲法25条、13条）。

種子法が制定された昭和27年の国会審議においては、法提案者から、国民の食料を確保し、かつ、農業経済を確保させるため、米麦等の主要食糧（主要農作物）の確保を図り、食料自給率を高めることがわが国の自立の基礎条件であり、国及び地方自治体の指導乃至財政援助の下、制度の恒久化のために法整備がなされる必要があるとの点が述べられた。当時の国会ではこの提案理由を前提に審議され、全会一致で法制定された。

これらの種子法の制定時に強く述べられたわが国の食料自給率の維持は、種子法の制定目的となる。そして、国民が生きるとための食料確保を保障するためのものであって、まさに、私たちの食料への権利を保障する内容である。

また、その後の平成11年に制定された食料・農業・農村基本法における「食料の安定供給」や「農業の有する多面的機能」との理念は、この種子法の目的と重なるものであり、種子法が食料への権利を具体化するものであったことを一層明確とする。

(3) 種子法の制定により、わが国における優良種子の生産普及が促進され、一貫して安定的な種子供給が維持された。また地域独自の品種も開発、生産され、そ

して、種子価格も安定した価格に抑えられ、タネ及び食の安全も保障されることとなった。

種子法が昭和27年に制定されて以降、現実には、現在まで私たちの食料への権利が保障されてきたこととなる。

(4) 上告人菊地（採種農家）は、種子法3条1項に基づき、自らの土地が圃場指定され、同法7条に基づき県が生産した種の実種を購入し、種子栽培を続け、農家に種を供給し続けてきた。

食料への権利の保障のためには、労働収入により、市場で食料にアクセスするものに対して、少なくとも「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことのできる食料生産体制を構築して食料の安定供給が確保されなければならない。そして、国がその責務を果たすためには、行政行為の対象者の地位の保障が必要となり、そうすると、その地位は食料への権利に基づくこととなる。

この点からすれば、採種農家である上告人菊地の地位は、食料への権利に基づいて保障されるべきである。

3 「第2」について

(1) 原判決は、食料への権利が憲法上の権利としていかなる位置づけとなるのかについての考察が不十分であった。

(2) 食料への権利は、人間が生物としてこの地球上に生存する以上、日本国憲法におけるどのような人権よりも優先して保障されるべき自然的生存権の権利である。ゆえに、単にこれまでの憲法25条の従来的解釈である古典的生存権の概念のみに則って、食料への権利が具体化されていないなどと判断されるべきではない。

食料への権利は、憲法25条にいう「古典的生存権」（社会権）の枠組みにとどまらず、人間の生物的生存に不可欠であり、あらゆる自由権に優越する「自然的生存権」に属するものであり、自由権的な保護に値する。

ロックやアダム・スミスなど、現代の資本主義社会の骨格となる古典があるが、これらを見ても、食料はすべての自由が成立する前提として措定されているのは明らかである。

原判決は、この食料への権利の自然権的性質を捉えず、古典的生存権の概念に誤って判断している。

(3) また、種子は食料生産の大本であり、種子と食料への権利がきわめて密接であることはいうまでもない。また、種子それ自体が、自然権に属する生存への権利の内容を有する。

(4) この食料への権利を司法府が認めなければ、資本主義社会それ自体を否定することとなる。

4 「第3」「第4」について

(1) 憲法25条に関する司法審査の手法について述べる。

憲法25条の判例について、プログラム規定説とみる有力説もあるが、学説や近年の行政裁量をめぐる裁判例をみても、慎重に判断過程統制を行うというのが判例の考え方であるのは明らかである。

(2) また、種子法は憲法25条が保障する生存権の核心的要素である「食料への権利」を具体化する重要な法律であり、一度法制度として具体化された生存権の内容を後退させる立法（制度後退）については、その必要性や合理性について厳格な審査が要請される。

(3) これを踏まえると、本事件では、立法目的がいずれも存在していないということが、象徴的である「みつひかり不正事件」などを通して明らかになっているため、ずさんな立法過程に対して、司法府が適切に統制を行わなければ、三権分立に基づく日本の民主主義は根幹から揺らぐこととなる。

本件立法は違憲無効と判断されなければならない。

以上